

証券コード 5753  
(発送日) 2024年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位

大阪府堺市堺区匠町20番地1  
日本伸銅株式会社  
代表取締役社長 森山 悦郎

## 2024年3月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2024年3月期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.nippon-shindo.co.jp/ir/>



（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本伸銅」又は「コード」に当社証券コード「5753」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従い2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区匠町20番地1 当社本社会議室
3. 目的事項  
報告事項 2024年3月期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件

### 決議事項

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社  
の支配に関する基本方針」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

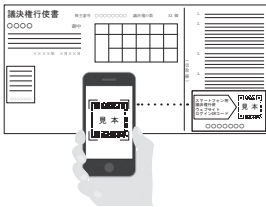


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

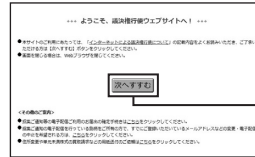
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

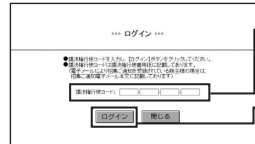
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

# 事業報告 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における世界経済は、諸外国で物価が上昇し、金融引締めが行われました。また、ウクライナ戦争が長期化し、エネルギー価格が高騰しました。2023年10月7日以降、イスラエルとイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いています。

わが国経済は、外国為替市場で円安が進行し、物価が上昇しました。また、原発の再稼働が遅れ、電力料金が高騰しました。3年余り続いた国の新型コロナウイルス感染対策は解除され、経済活動は徐々に正常化しました。

このような経営環境の下、当社では、伸銅品の需要が低迷したため、臨時休業日を設けて生産調整しました。当社の主要原料で国際相場商品の銅の建値は、2024年3月に最高値を更新しました。

当事業年度の経営成績は、販売数量が2万342トン（前期比14.9%減少）となり、売上高は233億38百万円（同14.3%減少）となりました。収益面につきましては、営業利益は12億円（同24.6%減少）となり、銅相場のリスクをヘッジするためのデリバティブ取引でデリバティブ損失が2億48百万円、デリバティブ評価損が2億1百万円発生したため、経常利益は8億1百万円（同46.8%減少）、当期純利益は5億55百万円（同46.1%減少）となりました。

当社は伸銅品関連事業の単一セグメントとしております。伸銅品関連事業の部門別の経営成績は、次のとおりであります。

#### （伸銅品）

当社の主力製品である伸銅品においては、販売数量1万9,650トン（前期比15.1%減少）、売上高は202億78百万円（同14.5%減少）となりました。

#### （伸銅加工品）

伸銅加工品においては、売上高は11億6百万円（前期比12.1%減少）となりました。

#### （その他の金属材料）

その他の金属材料においては、伸銅品原材料の転売が主で、売上高は19億54百万円（前期比13.4%減少）となりました。

## (2) 対処すべき課題

株式会社C Kサンエツの連結子会社であるサンエツ金属株式会社との間で、製品の相互OEM供給、原料の共同購買、人材交流等に取り組むことで、シナジーを追求します。

## (3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、機械及び装置等59百万円となっております。なお、特別な資金調達は行っておりません。

## (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

摘 要	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	15,618	26,137	27,242	23,338
経 常 利 益(百万円)	606	1,503	1,505	801
当 期 純 利 益(百万円)	415	1,058	1,031	555
1株当たり当期純利益(円)	176.60	463.21	473.86	259.86
総 資 産(百万円)	12,947	15,426	15,408	14,972
純 資 産(百万円)	8,695	9,457	10,359	10,927

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び同適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を2022年3月期期首から適用しております。当該適用にあたっては、同基準に定める経過的な取扱いに従っております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社C Kサンエツ	百万円 2,756	55.5 %	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務

- (注) 当社の役員8名(取締役(監査等委員である取締役を除く。))5名、取締役(監査等委員)3名のうち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名は同社の役員が兼務しております。

## ②親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社と当社親会社である株式会社CKサンエツは、当社の企業価値の向上のため、人事管理、経営管理、法務管理、広報対応、その他経営に関する事項についての指導及び助言を受けることを内容とする経営指導契約を締結しております。

## ③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、伸銅品の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

## (8) 主要な営業所および工場

本社・工場 大阪府堺市堺区  
営業所 東京支店 (東京都墨田区)  
大阪黄銅カンパニー (大阪府大阪市東成区)

## (9) 従業員の状況

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
97名	1名増	42歳7ヶ月	18年7ヶ月

(注) 従業員数には出向者を含めております。また、パートおよび嘱託者等は含んでおりません。

## (10) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	800 百万円
三井住友信託銀行株式会社	800
株式会社三井住友銀行	100

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,370,000株(自己株式232,903株を含む)
- (3) 株主数 1,203名(前期末比増減なし)

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社C Kサンエツ	1,182 千株	55.4 %
根本 竜太郎	118	5.5
松井 崇	40	1.9
對馬 満春	40	1.9
細羽 強	36	1.7
長谷川 裕	36	1.7
岡三証券株式会社	36	1.7
鎌谷 俊紀	32	1.5
高石 文夫	27	1.3
片木 寿之	26	1.2

(注) 持株比率は、自己株式232,903株を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取締役会決議による自己株式の取得状況は、次のとおりであります。

2022年5月20日開催の取締役会決議により取得した自己株式の取得状況

1. 取得対象株式の種類 普通株式
2. 取得した株式の総数 69,400株
3. 取得価額の総額 135,902,800円
4. 取得期間 2022年5月23日から2023年5月22日まで

(ご参考)

2022年5月20日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

1. 取得対象株式の種類 普通株式
2. 取得した株式の総数 150,000株(上限)
3. 取得価額の総額 300百万円(上限)
4. 取得期間 2022年5月23日から2023年5月22日まで



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長※	釣 谷 宏 行	株式会社C Kサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンC K J V代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役
取締役社長※	森 山 悦 郎	
取締役	橋 本 好 人	営業本部長
取締役	木 本 道 隆	管理統括部長
取締役	松 井 大 輔	株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長
取締役 常勤監査等委員	鈴 木 健 男	
取締役 監査等委員	平 山 博 史	弁護士(平山総合法律事務所代表)
取締役 監査等委員	岩 崎 徹 也	信州大学名誉教授

- (注) 1. ※は代表取締役であります。  
2. 取締役(監査等委員)平山博史氏および取締役(監査等委員)岩崎徹也氏は、社外取締役であります。  
3. 取締役(監査等委員)平山博史氏および取締役(監査等委員)岩崎徹也氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
4. 取締役(監査等委員)樋口均氏は、2023年5月23日に逝去により退任いたしました。それに伴い、岩崎徹也氏が同年6月9日に一時取締役として選任され就任し、同年6月29日開催の2023年3月期定時株主総会にて監査等委員である取締役として選任され、就任しております。  
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各取締役(業務執行取締役等を除く。)と締結することができますが、契約の締結は行っておりません。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社親会社である株式会社C Kサンエツは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲に当社取締役が含まれており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の民事訴訟や刑事手続・行政手続による損害が填補されることとなります。

#### (4) 取締役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イにおいて「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、一部については2021年5月21日開催の取締役会において変更する決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬等かつ金銭報酬等に限る）の額又は算定方法の決定方針

個々の職責及び実績、会社業績や過去の支給実績等を勘案のうえ、決定するものとする。

b. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定方針

信託を用いた株式報酬制度とし、原則として退任時に当社親会社である株式会社CKサンエツの株式を交付する。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与し、各取締役の退任時に、各取締役に付与されたポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社親会社の株式会社CKサンエツの株式の交付を行う。

c. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

役員報酬の額は、固定報酬である「基本報酬」と、非金銭報酬である「株式報酬」により構成されており、その割合は80%：20%とする。

d. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、月次に分割して支給する。株式報酬については、原則として退任時に当社親会社である株式会社CKサンエツの株式を交付する。

その他、取締役に対し報酬等を与える条件の決定方針は、代表取締役会長に一任し、毎年、7月度役員報酬より改定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

報酬等の額の決定について、代表取締役会長釣谷宏行氏に一任するものとする。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取するものとする。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	61百万円 （1百万円）	49百万円 （1百万円）	12百万円 （1百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3名）	16百万円 （7百万円）	16百万円 （7百万円）	1百万円 （1百万円）
合計 （うち社外役員）	9名 （3名）	78百万円 （7百万円）	65百万円 （7百万円）	12百万円 （1百万円）

- (注) 1. 上表には、2023年6月29日開催の2023年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び取締役（監査等委員）1名、2023年5月23日に逝去により退任した社外取締役（監査等委員）1名を含み、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名を除いております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社親会社である株式会社CKサンエツの株式であり、割り当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。
3. 株主総会の決議（2015年6月26日改定）による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額100万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、別枠で、2021年6月25日開催の定時株主総会において、株式交付信託報酬として、年額10,500ポイント（1ポイント＝当社親会社株式1株）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。
4. 株主総会の決議（2015年6月26日改定）による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額300万円以内であります。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
5. 期末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
6. 報酬等の額の決定について、代表取締役会長釣谷宏行氏に一任しています。委任の理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるようにするため、決定の過程において、監査等委員会に意見を聴取しております。

## ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役（監査等委員）平山博史氏は、平山綜合法律事務所の代表であり、当社と平山綜合法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- 社外取締役（監査等委員）岩崎徹也氏は、信州大学名誉教授であり、当社と信州大学との間には、重要な取引その他の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 平山博史	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査等委員会14回すべてに出席しました。 主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定や妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行い、利益相反取引の条件などを検討するにあたり、適宜必要な助言を実施しました。 また、代表取締役会長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。
社外取締役（監査等委員） 岩崎徹也	2023年6月9日一時取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査等委員会11回すべてに出席しました。主に大学教授として培った経済学に関する高度な専門知識から経営判断や意思決定に必要な発言を行い、コーポレート・ガバナンスなどについて適宜必要な助言を実施しました。 また、代表取締役会長と監査等委員会との会合において、当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定について、客観的・中立的立場で関与しています。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19百万円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査項目別監査時間、人員配置など内容の妥当性および適切性ならびに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当該事業年度の報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役に要請いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当に関する事項については、取締役会での決議による旨を定款で定めております。

配当金につきましては、株主の皆様への利益還元として経営上の重要課題と位置づけております。利益配分に関しては、業績に見合った配当を安定的かつ継続的に実施するとともに、将来の事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくことを基本方針としており、内部留保資金は、設備投資、M&A等に活用し、経営基盤の強化を図ることとしております。

配当金につきましては、当期は1株当たり10円（中間配当5円、期末配当5円）とさせていただきます。また、次期につきましては、中間配当5円、期末配当10円、合計15円を予定いたしております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>	<b>14,972</b>	<b>負債の部</b>	<b>4,044</b>
<b>流動資産</b>	<b>11,893</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,599</b>
現金及び預金	190	支払手形	186
受取手形	730	買掛金	1,134
電子記録債権	4,264	短期借入金	1,700
売掛金	2,608	未払金	116
商品及び製品	1,239	未払法人税等	15
仕掛品	1,482	未払費用	118
原材料及び貯蔵品	1,340	賞与引当金	96
前払費用	19	設備支払手形	7
その他	16	その他	223
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	<b>445</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,079</b>	長期未払金	40
<b>有形固定資産</b>	<b>2,506</b>	退職給付引当金	21
建物	246	繰延税金負債	373
構築物	7	その他	10
機械及び装置	146	<b>純資産の部</b>	<b>10,927</b>
車両運搬具	0	<b>株主資本</b>	<b>10,810</b>
工具器具備品	25	資本金	1,595
土地	2,078	資本剰余金	290
建設仮勘定	1	資本準備金	290
<b>無形固定資産</b>	<b>86</b>	利益剰余金	9,342
ソフトウェア	75	利益準備金	49
その他	10	その他利益剰余金	9,293
<b>投資その他の資産</b>	<b>487</b>	土地圧縮積立金	958
投資有価証券	471	繰越利益剰余金	8,334
前払年金費用	6	自己株式	△417
その他	8	<b>評価・換算差額等</b>	<b>117</b>
		その他有価証券評価差額金	117
<b>資産合計</b>	<b>14,972</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,972</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,338
売 上 原 価		21,275
売 上 総 利 益		2,063
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		862
営 業 利 益		1,200
営 業 外 収 益		53
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13	
受 取 保 険 金	23	
そ の 他	16	
営 業 外 費 用		452
支 払 利 息	2	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	248	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損 失	201	
そ の 他	0	
<b>経 常 利 益</b>		<b>801</b>
特 別 利 益		0
有 価 証 券 売 却 益	0	
特 別 損 失		0
固 定 資 産 除 却 損	0	
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>801</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		242
法 人 税 等 調 整 額		2
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>555</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

日本伸銅株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 許 仁 九  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 岡 礼  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本伸銅株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2024年3月期の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2024年3月期における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

日本伸銅株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 健 男 ㊟  
監査等委員 平山 博 史 ㊟  
監査等委員 岩崎 徹 也 ㊟

(注)監査等委員 平山博史及び岩崎徹也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	つり や ひろ ゆき 釣 谷 宏 行 (1958年11月12日)	1982年4月 株式会社北陸銀行入行 1986年4月 シーケー金属株式会社入社 1991年9月 同社取締役 1996年9月 伏木海陸運送株式会社社外取締役（現任） 1997年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任） 2000年6月 サンエツ金属株式会社（現 株式会社CKサンエツ）代表取締役社長（現任） 2011年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 （会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社CKサンエツ）（現任） 2011年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社代表取締役会長（現任） 2018年5月 株式会社日伸地金代表取締役社長（現任） 2022年11月 株式会社サンエツ商事代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社CKサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV代表取締役社長 伏木海陸運送株式会社社外取締役	0株
<b>【選任理由】</b> 当社親会社の代表取締役社長として、長年にわたりグループの経営に携わり、事業拡大に努めるとともに経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしており、今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
※ 2	はら だ たか ゆき 原 田 孝 之 (1971年7月9日)	1994年10月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社CKサンエツ) 入社 2007年10月 同社砺波工場長 2011年10月 サンエツ金属株式会社砺波工場長 2012年6月 同社取締役新日東事業所長兼工場長 2014年4月 当社顧問 2014年6月 取締役製造副本部長 2014年7月 取締役製造本部長 2015年4月 取締役堺工場長 2016年6月 代表取締役社長 2019年6月 株式会社CKサンエツ取締役製造管掌 2019年6月 サンエツ金属株式会社取締役砺波事業所長 2020年6月 株式会社CKサンエツ常務取締役製造管掌(現任) 2020年6月 サンエツ金属株式会社常務取締役(現任) 2024年4月 当社堺工場長(現任)	0株
【選任理由】 伸銅事業の製造部門の責任者としてグループ会社の経営に携わり、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たしており、経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社の更なる発展に寄与するものと判断し、取締役候補者となりました。			
3	はし もと よし と 橋 本 好 人 (1974年12月28日)	1997年4月 シーケー金属株式会社入社 2007年9月 同社取締役継手工場長 2010年4月 同社取締役配管機器営業本部長 2016年6月 当社取締役大阪黄銅カンパニープレジデント 2018年6月 取締役営業本部長(現任)	0株
【選任理由】 営業本部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
4	き もと みち たか 木 本 道 隆 (1968年4月13日)	1989年4月 当社入社 2009年4月 管理部長 2014年4月 管理本部長代行兼企画・経理部長 2015年4月 管理本部長 2016年6月 取締役管理統括部長(現任)	500株
【選任理由】 管理統括部長として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
5	まつ い だい すけ 松 井 大 輔 (1974年11月8日)	<p>1997年4月 株式会社北陸銀行入行</p> <p>2005年10月 サンエツ金属株式会社(現 株式会社C Kサンエツ) 入社</p> <p>2011年6月 同社取締役管理本部長</p> <p>2011年10月 同社取締役財務・企画部長</p> <p>2011年10月 サンエツ金属株式会社取締役管理本部長 (会社分割によりサンエツ金属株式会社を新設、旧サンエツ金属株式会社は商号変更により株式会社C Kサンエツ)</p> <p>2013年6月 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長</p> <p>2013年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長</p> <p>2014年4月 当社顧問</p> <p>2014年6月 常勤監査役</p> <p>2015年6月 取締役(現任)</p> <p>2015年6月 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長(現任)</p> <p>2015年6月 サンエツ金属株式会社取締役管理統括部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社C Kサンエツ取締役管理統括部長</p>	0株

【選任理由】

当社親会社の財務および管理部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 候補者釣谷宏行氏は株式会社C Kサンエツの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、経営指導契約に基づく取引、ソフトウェア等の使用契約に基づく取引、同社が契約しているグループ役員賠償責任保険契約に対する当社負担金の支払、及び株式報酬制度に対する当社負担金の支払を行っております。

また、同氏はサンエツ金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、製品及び原料の仕入・販売等の取引、研究開発等の業務委託契約に基づく取引、並びに同社社員の出向受入を行っております。

また、同氏はシーケー金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、原料の仕入等の取引を行っております。

また、同氏は株式会社リケンC K J Vの代表取締役社長であり、当社は同社との間で、同社社員の出向受入を行っております。

また、同氏は株式会社サンエツ商事の代表取締役会長であり、当社は同社との間で、商品の販売等の取引及び当社社員の出向を行っております。

また、同氏は株式会社日伸地金の代表取締役社長であり、当社は同社との間で、原料の仕入・販売等の取引、及び原料仕入・製品配送等の業務委託契約に基づく取引を行っております。

3. 候補者釣谷宏行氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、現在および過去における当社の親会社である株式会社C Kサンエツならびにその子会社であるサンエツ金属株式会社、シーケー金属株式会社、株式会社リケンC K J V、株式会社サンエツ商事および株式会社日伸地金の業務執行者としての地位および担当を含めて記載していません。

4. 候補者原田孝之氏の『略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)』欄には、現在および過去における当社の親会社である株式会社C Kサンエツおよびその子会社であるサンエツ金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載していません。

5. 候補者橋本好人氏の『略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）』欄には、過去における当社の親会社である株式会社C Kサンエツの子会社であるシーケー金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
6. 候補者松井大輔氏の『略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）』欄には、現在および過去における当社の親会社である株式会社C Kサンエツおよびその子会社であるサンエツ金属株式会社の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
7. 候補者原田孝之氏は2024年6月27日開催予定の株式会社C Kサンエツ及びサンエツ金属株式会社の定時株主総会終結の時をもって両社の常務取締役を退任する予定です。
8. 当社の親会社である株式会社C Kサンエツは、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：取締役のスキル・マトリックス】

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	独立	地位	企業 経営	事業 戦略	研究 開発	製造・ 技術	営業・ マーケティング	法務・ ガバナンス	財務 会計	学識 経験
釣谷 宏行		代表取締役会長	○	○	○	○				
原田 孝之		代表取締役社長	○	○		○				
橋本 好人		取締役				○	○			
木本 道隆		取締役							○	
松井 大輔		取締役		○				○	○	
鈴木 健男		取締役 (常勤監査等委員)						○		
平山 博史	★	取締役 (監査等委員)						○		
岩崎 徹也	★	取締役 (監査等委員)						○		○

以 上

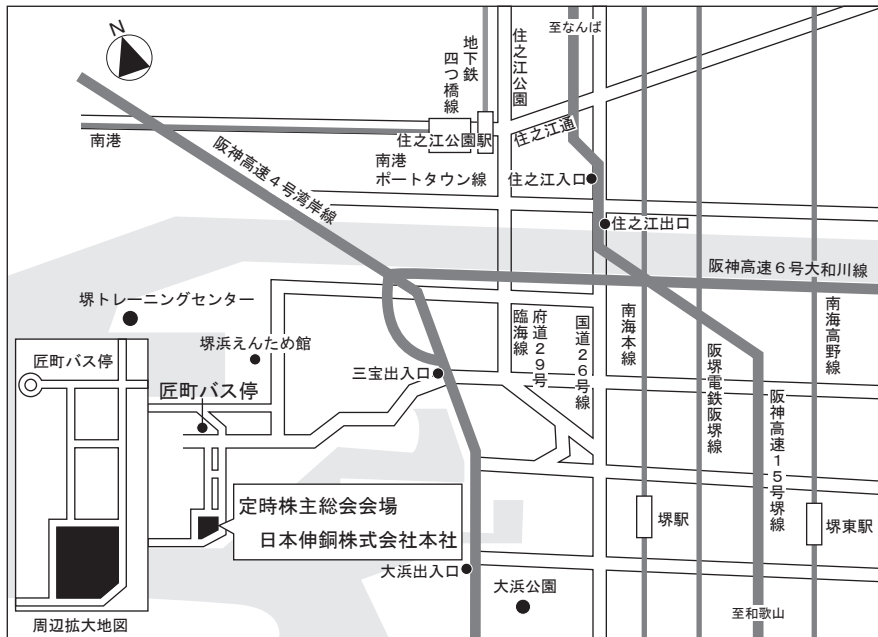
# 定時株主総会会場ご案内

## 会場

当社本社会議室

〒590-0908 大阪府堺市堺区匠町20番地 1

電話(072)229-0346 (代)



## 交通機関

### 【公共交通機関ご利用の場合（電車・バス）の場合】

- 南海本線 堺駅から南海バス（匠町行き）に乗りし、匠町下車後徒歩約8分
- 南海高野線 堺東駅から南海バス（匠町行き）に乗りし、匠町下車後徒歩約8分
- 地下鉄四つ橋線 住之江公園駅から南海バス（匠町行き）に乗りし、匠町下車後徒歩約8分

### 【車でお越しの場合】

- 大阪・神戸方面から 阪神高速堺線 住之江出口より約12分
- 大阪・神戸方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分
- 和歌山方面から 阪神高速湾岸線 三宝出口より約5分